

入札説明書

群馬県立沼田特別支援学校

スクールバス運行業務委託

(令和7年2月4日付け公告)

群馬県立沼田特別支援学校

入札説明書

この入札説明書は、地方自治体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特定政令」という。）、群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）、本件調達に係る入札公告のほか、群馬県立沼田特別支援学校（以下「沼田特別支援学校」という。）が発注する調達契約に関し、一般競争入札に参加しようとする者が、熟知し、かつ遵守しなければならない一般的事項を明らかにするものである。

1 調達する特定役務の件名及び数量

件名 群馬県立沼田特別支援学校スクールバス運行業務委託
数量 4路線（登下校）

2 調達する特定役務の仕様その他明細

群馬県立沼田特別支援学校スクールバス運行業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）による。

3 履行期間

令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの学校の授業日等にスクールバスを運行すること。

4 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 規則第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下、「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和7年2月21日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年3月6日（木）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、沼田特別支援学校にその旨連絡すること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りではない。

- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第 170 条第 2 項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、群馬県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。）でないこと。
- (8) 次のうちいずれかの条件を満たす者
 - ア 道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）に基づく一般乗合旅客自動車運送事業又は一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受け、過去 3 年の間（入札参加資格確認申請書の提出日の前日以前 3 年間をいう。以下同じ。）に群馬県内で運行事業を行った実績があること。
 - イ 道路運送法に基づく特定旅客自動車運送事業の許可を受け、過去 3 年の間に群馬県内で 29 人乗り以上のバスの運行事業を行った実績があること。
 - ウ 本件と同様の業務（自家用自動車管理業（車両運行管理業））について、過去 3 年の間に群馬県内で 29 人乗り以上のバスの運行事業を行った実績があること。
 - エ 過去 3 年の間に群馬県立特別支援学校でスクールバス運行事業を行った実績があること。
- (9) 日本国内において、沼田特別支援学校が行う立会検査に応じられる者であること。

5 入札の参加資格の確認

- (1) 本件入札に参加できる者は、(2) の申請を行い、本件入札に係る参加資格の確認を受けた者に限る。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、「入札参加資格確認申請書」（別紙様式第 1 号）及び「入札参加資格確認資料」（別紙様式第 2 号）（以下、「確認申請書等」という。）を作成し、令和 7 年 3 月 7 日（金）午後 5 時まで、沼田特別支援学校に提出しなければならない。なお、郵送による場合は書留郵便とする。
- (3) 本件入札の参加資格の確認結果は、令和 7 年 3 月 11 日（火）までに「入札参加資格確認審査の結果について（通知）」（以下「確認通知書」という。）により通知する。
- (4) 入札参加資格の確認後であっても、開札の時までの期間に、入札参加資格の要件を満たさなくなった者については、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨を通知する。

(5) 確認通知書等を受領した後に入札を辞退する場合は、直接持参するか又は郵送により令和7年3月18日(火)午後5時までに「入札辞退届」(別紙様式第4号)を18(3)の場所に提出すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便によること。

(6) 確認通知書により本件入札の参加資格が認められなかった者で、入札参加資格がない理由の説明を求める者は、「入札参加資格確認説明申請書」(別紙様式第6号)を作成し、令和7年3月21日(金)午後5時までに、沼田特別支援学校に提出しなければならない。

(7) その他

ア 確認申請書等を提出した者は、入札事務の担当者から、提出した書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 確認申請書等の作成並びに提出に係る費用は、提出者の負担とする。

ウ 沼田特別支援学校は、提出された確認申請書等を、本件入札参加資格の確認以外に使用しない。

エ 提出された書類は返却しない。

オ 提出期限後の確認申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

カ 確認申請書等に関する問い合わせ先は、18(3)を参照。

6 入札説明書等に関する質問及び回答

(1) 入札説明書等について質問がある場合は、質問書(任意様式)に記載の上、令和7年3月7日(金)午後5時までに沼田特別支援学校まで郵送、電子メール、ファクシミリのいずれかで送付するものとする。

(2) 沼田特別支援学校は、質問書を受領した場合は、令和7年3月13日(木)午後5時までに、質問者及び入札参加資格者すべてに電子メール又はファクシミリで回答するものとする。

7 入札方法

(1) 入札参加者又はその代理人は、入札説明書、仕様書その他の資料を熟覧の上、入札しなければならない。

(2) 入札参加者又はその代理人は、履行期間全体の経費の総額を「入札書」(別紙様式第5号)(以下「入札書」という。)に記載すること。主な経費としては、燃料費、人件費(1台につき運転手1名、介助員1名)、車検代、車両整備費、維持管理費、一般管理費、諸費用等で、運行に要する経費を計上すること。

(3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(円未満端数切捨て)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積

もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (4) 入札手続において使用する言語と通貨は日本語及び日本国通貨に限る。
- (5) 入札参加者又はその代理人は、封印した入札書を入札書の受領期限までに提出しなければならない。直接提出する者は、封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年3月21日開札、群馬県立沼田特別支援学校スクールバス運行業務委託に係る入札書在中」と朱書きする。

郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は、二重封筒とし、入札書の中封筒に密封の上、中封筒及び外封筒の封皮に、直接提出する場合と同様に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和7年3月21日開札、群馬県立沼田特別支援学校スクールバス運行業務委託に係る入札書在中」と朱書きすること。また、再度入札を1回行うので、中封筒の封皮に「1回入札」・「再度入札」の区分を記載しなければならない。

なお、この場合は、郵送により提出する旨を事前に18（3）の担当窓口まで連絡すること。

- (6) 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることができない。
- (7) 入札参加者又はその代理人は、入札後、仕様書等に係る不知又は不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

8 入札・開札の場所及び日時

沼田特別支援学校会議室 令和7年3月21日（金）午前10時

9 郵送による場合の入札書の宛先及び受領期限

沼田特別支援学校（校長宛て親展） 令和7年3月18日（火）午後4時必着。

なお、書留郵便によること。

10 代理人

代理人に入札に関する行為をさせようとする者は、入札書に代理人の氏名及び当該代理人の印を押さなければならない。又、入札書の提出の際（入札毎）に「委任状」（別紙様式第3号）（以下「委任状」という。）を提出しなければならない。

11 入札保証金

免除する。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札。

- (2) 2以上の入札書（代理人として提出する入札書を含む。）による入札。
- (3) 入札金額が訂正されている入札書による入札。
- (4) 入札要件の判明できない入札書、入札金額以外の記載事項の訂正に押印のない入札書又は入札者の押印のない入札書による入札。
- (5) 記載した文字を容易に消すことができる筆記用具を用いて記載した入札書による入札。
- (6) 民法（明治29年法律第89号）第95条に規定する錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札。
- (7) 記載すべき事項の記入のない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書によるもの。
- (8) 委任状が提出されている場合、代理人の押印のない入札書による入札。
- (9) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札。

13 落札者の決定方法に関する事項

- (1) 契約を履行できると契約者が判断した入札者であって、有効な入札書を提出した者で、予定価格の範囲内で最低価格となる価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (3) 同価の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ落札者を決定するものとする。

14 再度入札に関する事項

- (1) 開札の結果、入札参加者又はその代理人の入札のうち、予定価格の範囲内で有効な入札がない場合は、入札条件を変更しないで、直ちに再度入札を行う。再度入札は1回行う。
- (2) 再度入札を行っても落札者がいない場合は、その入札における契約希望者に見積書の提出を求め、随意契約に移行する場合がある。

15 開札に関する事項

- (1) 開札は、入札参加者又はその代理人が出席して行うものとする。ただし、入札参加者又はその代理人が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う。
- (2) 入札参加者又はその代理人は、開札時刻後においては、入札会場に入場することはいけない。

16 契約に関する事項

- (1) 契約手続において使用する言語と通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 契約保証金は、免除する。
- (3) 本契約は、契約書に記名押印したときに確定する。
- (4) 本契約における入札参加資格の確認その他手続に不服がある者は、群馬県政府調達苦情検討委員会に対して苦情申立てを行うことができる。

連絡先 群馬県政府調達苦情検討委員会事務局：群馬県会計局会計管理課総務・決算係

電話 027-223-1111 内線3811・3812

- (5) 令和7年度群馬県一般会計予算が議決されなかった場合、その他県の都合により、本件調達手続きの変更、停止等の措置を行うことがある。
- (6) 当該入札の落札決定の効果は令和7年4月1日に令和7年度予算発効時において効力を生ずるものとし、契約の締結は同日とする。

17 支払条件

- (1) 委託料の支払いは、月割均等額とする。ただし、円未満の端数が生じる場合は、その額を切り捨てた額とし、委託料(総額)と月割均等額の合計額(12月分)との差額は、初回月(令和7年4月履行分)の支払額に合算する。
- (2) 受託業者は、業務を実施した月分について、速やかに沼田特別支援学校に請求書を提出する。
- (3) 沼田特別支援学校は、適法な請求書を受領した日から30日以内に当該委託料を受託業者に支払うものとする。

18 その他の必要な事項

- (1) 入札参加者又は契約の相手方が、本調達に関して要した費用は、すべて当該入札参加者又は契約の相手方が負担するものとする。

(2) 入札執行権者

所属の名称 群馬県立沼田特別支援学校

職・氏名 校長 井草 昌之

(3) 入札及び契約に関する事務の担当及び連絡先(提出先)

〒378-0053 群馬県沼田市東原新町1801-1

沼田特別支援学校事務室 担当：山崎 恵実

電話：0278-30-3030、ファクシミリ：0278-30-3031

電子メール：ge-numatoku@pref.gunma.lg.jp